

○前期基本計画第7章第2節の変更について（「庁舎の建設位置」を追加すること）

昨年11月6日に「川島町新庁舎建設基本計画」が町に報告され、町では住民への周知とその意見の聴取などとともに、基本計画を慎重に検討した結果、「基本計画に沿って新庁舎建設を進める」ことが適切であるとの結論に至り、1月30日に開催した町臨時議会においても、その旨を説明するとともに設計者選定に係る補正予算が議会議員全員の賛成により可決されたところであり、全町的な周知と意思の統一は図られたものと考えられるところです。

つきましては、現在の総合振興計画においては明記されていない「庁舎建設位置」を改めて「コミュニティセンター周辺」と記載することにより、新庁舎建設位置の位置付けを明確にするとともに、全町を挙げて建設を進める意思表示とするものです。